

し ぎ かい  
鳥取市議会のはなし

市議会って何をするところ？



それでは、  
少しだけ勉強して  
みましょう。

【鳥取市議会】

# 市議会って何をするとところ？



わたしたちの鳥取市を、快適で住み良いまちにするには、どうすればいいでしょうか。

それを決めるには、市民の話し合いで進めていくのが理想です。でも、市民みんなで集まって話し合うのは大変です。

みなさんの学校には、児童会とか生徒会があって、みんなの中から選ばれた代表者が学校での決まりや約束を話し合っていて決めていますよね。

それと同じように、18歳以上の鳥取市民が選挙をして、わたしたちの代表を選んで、話し合うことにしています。その代表者を『市議会議員』、市議会議員の集まりを『市議会』といいます。

## 市議会の仕事

市議会が一番基本的な仕事は、市民の意思を反映させながら、市民の生活のいろいろな問題について話し合い、どう市政(市の仕事)を進めていくのかを決めることです。

市議会の決めた市政の進め方を守って実際に仕事をするのが『執行機関』で、市長をはじめ、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員などがあります。

『市議会』と、市長などの『執行機関』は、独立した対等の立場で、お互いに尊重し協力しながら、市民の生活の向上のために活動しています。

### ○市議会議員

市議会議員は選挙で選ばれます。

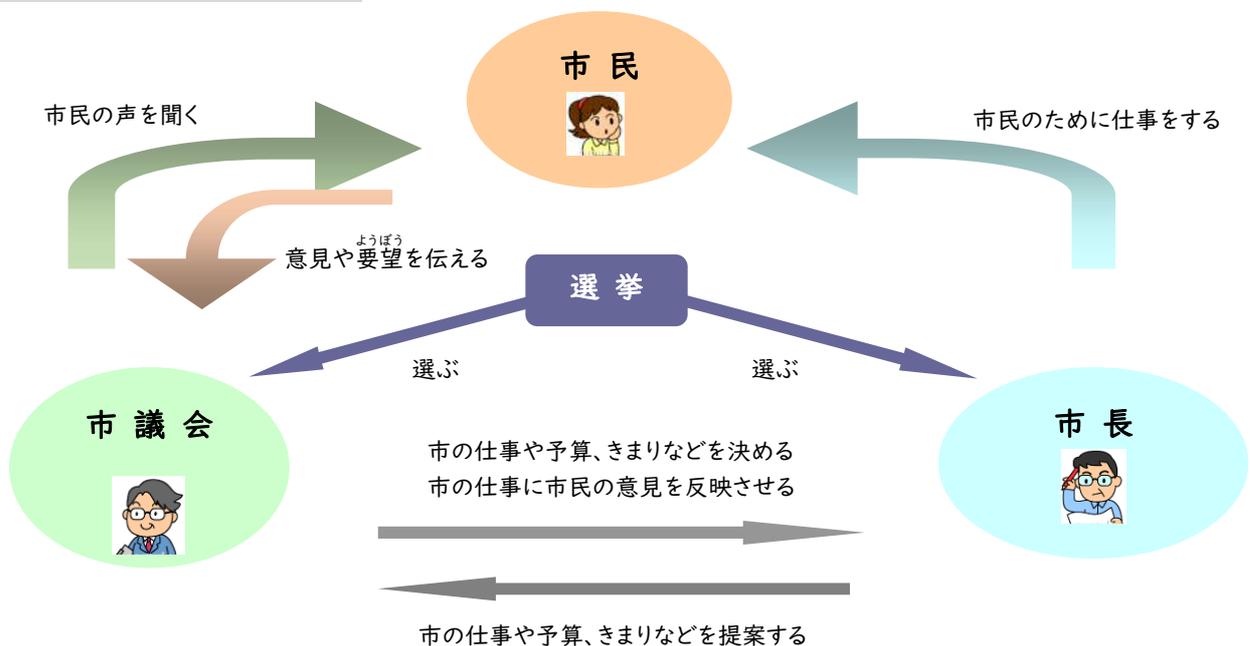
みなさんも18歳になると、市議会議員を選挙で選ぶ権利である「選挙権」が与えられます。

市内に住んでいる25歳以上の選挙権のある人なら、市議会議員に立候補することができます。

選挙で選ばれた市議会議員の任期(議員として仕事を行う期間)は4年です。

鳥取市議会議員の定数は32人と決められています。

## 市民・市議会・市長の関係



市議会は、市民の代表として十分な活動ができるよう多くの権限けんげんをもっています。その権限けんげんに基づいて、次のような仕事をして、市政（市の仕事）が正しく行われているかどうかのチェックをしています。

## ○議決ぎ けつ

市議会のもっとも基本的な仕事です。市政（市の仕事）にかかわる次のような重要な問題じゅうようを市長が提案することに基ついて、決めることをいいます。

- ① 条例じょうれい（市のきまり）の制定せいてい（定めること）・改廃かいはい（改めることや、やめること）など
- ② 予算よさん（市が仕事をするためのお金の使い方）の決定
- ③ 決算けつざん（予算が正しく使われたかどうか）の認定にんてい
- ④ 大きな契約けいやくの締結ていけつ（契約を結ぶこと） など

## ○選挙

議長ぎちやう、副議長ふくや選挙管理委員などを選挙します。

## ○同意どう い

副市長、教育委員かんさ、監査委員せんじんなどを市長が選任する場合に、議会の同意が必要です。

## ○検査、監査の請求けんさ せいさきゆう

市の書類しよるいや計算書などを検査したり、監査委員に監査をするよう求めもとめることができます。

## ○調査ちよう さ

市の事務について調査することができます。必要な場合は、関係者の出席しゅつせきを求めたり、記録きろくの提出を求めます。

## ○意見書の提出いけんしよ ていしゆつ

市民生活に重要なことでも、国や県などの仕事である場合には、市の力で実現じつげんや解決かいけつができないことがあります。このようなときには、国会や国、県などの関係する行政機関ぎようせいきかんに対する要望ようぼうを意見書として提出します。

## ○請願・陳情の受理せいがん ちんじよう じゆり

市民はだれでも、市が行っている仕事について、こうしてほしいと思っている希望きぼうや意見を文書にして、議員を通して市議会に提出することができます。これを『請願せいがん』といい、議員を通さずに出す文書を『陳情ちんじよう』と言います。

市議会は、市民から提出された請願や陳情を受理じゆり（書類を受けつけること）します。受理した文書は、審査しんさ（くわしく調べて、賛成かどうかを決めること）し、内容が認められたものは、市の仕事の中で進めるように執行機関へ伝えます。また、請願や陳情の内容が国や県などで行われるものは、意見書として提出します。（※参考：意見書の提出）

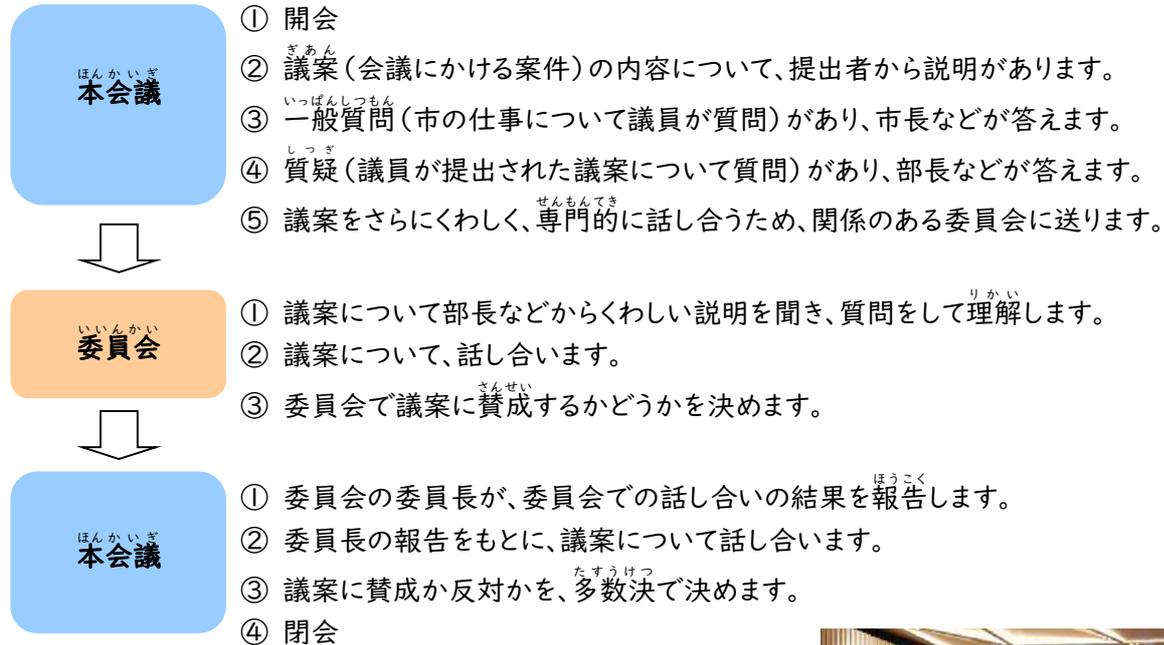


このように、市議会は、市民を代表して市政（市の仕事）の方針ほうしんを決定したり、市政が正しく行われているかどうかを役割やくわりを果たしています。このことは、税金ぜいきんの視点してんで考えてみると、税金を納める人たちのうぜいしゃ（納税者）の代表として、納められた税金が正しく、効率的こうりつてきに使われているかどうかを監視かんししていると言えます。



議会は通常、1年に4回開かれます。これを定例会といい、2月、6月、9月、12月に開かれます。  
このほか、必要に応じて開かれる臨時会があります。

## ★議会の流れ



### ○本会議

市議会議員が本会議場に全員集まって、市政(市の仕事)についての議題を話し合うことを、『本会議』といいます。

本会議のようす →



### ○委員会

市議会で取り扱うことがらには、数も非常に多く、内容もいろいろな分野にわたっているため、32人の市議会議員全員が本会議だけでくわしく話し合いをしていると、たくさん時間がかかります。そこで、これらのことごとをいくつかの部門に分けて、専門的に、また能率的に調査したり、話し合いをしたりするために設けられているグループを『委員会』といいます。委員会には、次のようなものがあります。

### ●常任委員会

総務企画委員会	市全体の仕事の進め方や、税金の使いみちなどについて話し合います。
福祉保健委員会	市民の暮らしや健康、また子どもを育てる環境について話し合います。
文教経済委員会	学校に関するほか、経済に関する事、農業・漁業に関する事について話し合います。
建設水道委員会	水道に関する事、道路や住宅、ダムや橋に関する事を話し合います。

### ●特別委員会

常任委員会とは異なり、特定の事について、そのつど設置して話し合います。

### ●議会運営委員会

議会の進め方やルールを決めます。

# 市議会について知っていただくために



## ○傍聴

本会議を議場で聞くことができます。市役所本庁舎7階の展望ロビーから傍聴席に入ることができます。また、委員会はそれぞれの会議室で聞くことができます。

## ○議会中継

本会議のようすを、ケーブルテレビ（いなばぴよんぴよんネット）とインターネット（鳥取市議会インターネット放送局）で、放映しています。どちらも生放送と録画放送を見ることができます。

インターネットでは、会議名や議員名、用語から検索することができ、視聴したい会議の内容を探することができます。

令和4年6月定例会からは、手話通訳が表示されるようになり、インターネットの議会中継では字幕付き映像も選んで見られるようになりました。

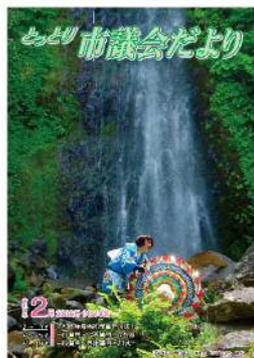
<スマートフォンやタブレットでも見ることができます>



## ○議会だより

年に4回行われる定例会ごとに発行して、とっとり市報に折り込んで、市内の各家庭に配布しています。

市議会で、議員がどのような質問をしたのか、どのようなことが決まったのかなどを中心にお知らせしています。



表紙には、みなさんからご応募いただいた作品を掲載しています。  
(応募方法については表紙作品募集のチラシやホームページをご覧ください)

## ○ホームページ

インターネットで、市のホームページ (<http://www.city.tottori.lg.jp>) から、市議会のサイトにアクセスできます。市議会の情報や、会議の結果、会議録（本会議のようすを、記録したもの）を見ることができます。

鳥取市議会事務局

〒680-8571 鳥取市幸町71番地

TEL 0857-30-8443

FAX 0857-20-3959

鳥取市 URL <http://www.city.tottori.lg.jp>